

社会福祉法人札幌肢体不自由福祉会理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌肢体不自由福祉会(以下「法人」という。)の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2章 理事会の種類及び構成

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年2回定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第101条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第3章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第4章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることができない。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(報告の省略)

第9条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第18条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって別表に掲げる事項を内容とする議事録を作成又は記録し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第5章 理事会の権限

(権限)

第14条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長及び業務執行理事の選定及び解職を行なう。

(決議事項)

第15条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 理事長の選任・解任
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 理事の競業及び利益相反取引の承認
- ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ル 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
- ヲ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 法人の諸規程の制定、変更及び廃止
- ロ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定
- ハ 定款第22条第の責任の免除
- ニ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業外の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業外の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第16条 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引(競業取引)又は自己又は第三者のために法人と行う取引(利益相反取引)、法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第17条 理事会は、定款第22条に基づき、役員が社会福祉法第45条の20第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、社会福祉法第45条の20第4項において準用する法人法第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には、1箇月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 総評議員の10分の1以上の評議員が前項の期間内に意義を述べたときは、理事会は第1項の規定に基づく免除をすることができない。

(報告事項)

第18条 理事長及び業務執行理事は、定款第17条第3項に基づき自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第16条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞無く、理事会に報告しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第19条 理事会の事務局には、法人本部事務局がこれに当たる。

第7章 雑 則

(改 廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

議事録記載事項

(1) 通常の理事会

- ① 開催日時、場所
- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときはその旨
 - イ 理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ハ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 監事が招集したもの※理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には②の記載は要しません。
- ③ 議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ロ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ハ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めている場合は、理事長以外の理事会に出席した理事の氏名
- ⑦ 議長が存するときは議長の氏名

(2) 決議の省略の場合

- ① 決議があつたものとみなされた事項の内容
- ② 決議があつたものとみなされた事項の提案をした理事の氏名
- ③ 決議があつたものとみなされた日
- ④ 議事録作成理事の氏名

(3) 理事会への報告の省略の場合

- ① 報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録作成理事の氏名